避難誘導標識の設置等について協定を締結しました

協定締結の様子

地震等の大災害発生時において、市民や来訪された方々を避難場所へ迅速かつ円滑に誘導できるように、ＮＰＯ法人都市環境標識協会と「避難誘導標識等の設置及び維持管理等に関する協定」を締結しました。

この協定は、ＮＰＯ法人と福生市の協働によりスポンサーを募り、その費用で市有地に避難誘導標識等を設置・維持管理を行なうことを取り決めたものです。

問合せ安全安心まちづくり課防災係☎551・1638

まだ間に合います！家具転倒防止器具無償支給

市では、先着で希望する世帯に1回限り、地震の際に力を発揮する、家具転倒防止器具の無償支給を行なっています。

この事業は、福生市に居住し、住民登録または外国人登録を行なっている世帯に対して上限15，000円相当の家具転倒防止器具を現物で支給する事業です。

今年度は、5月より先着順で約650件の定数で受付を行なっていますが、まだ定数に余裕があるため、申し込まれていない方はこの機会にぜひお申し込みください。

※年度を問わず、すでに申し込まれている方については、申込みができませんのでご了承ください。

■支給の申請について

申請書は、事業の協力店舗にありますので、お店に行き、その場で申請してください。市で審査を行なった後に、支給決定を行ない、申請をしたお店から器具が支給されます。

また、高齢者世帯などの条件に当てはまる世帯へは、取付けまで支援できますので、お店でご確認ください。

器具の支給はポイント制となりますので、各協力店舗での説明を参考に家具転倒防止器具の中から必要なものを選び、合計が150ポイント以内になるようにお申し込みください。

※一般の世帯で、器具の取付けを希望する場合は、有料で、取付け支援を行なうシルバー人材センターへ依頼することができます。詳しい依頼方法や料金については、直接シルバー人材センターへお問い合わせください。

※事業の詳細は、「市ホームページ→くらし→防災」でご覧ください。

■事業協力店舗

※申請は、次の店舗でのみ行なえます。

①ミナミロックセンター（☎551・0449）
所在地本町115―5
営業時間午前10時～午後7時
定休日水曜日

②ハーツヒグチ（☎551・3274）
所在地熊川904
営業時間午前8時～午後7時
定休日日曜・祝日

③笹本金作商店（☎551・2521）
所在地志茂133
営業時間午前8時～午後5時
定休日第一・第三土曜日、日曜・祝日

④㈱みのりかわ（☎551・1973）
所在地加美平1―26―3
営業時間午前8時～午後8時
定休日日曜・祝日

■取り付け支援業者

シルバー人材センター（☎553・3261）
営業時間午前8時30分～午後5時15分
定休日土・日曜・祝日（事務所の定休日です。）

問合せ安全安心まちづくり課防災係☎551・1638

暖房器具の火災を防ごう！

暖房器具は、冬の生活に欠かすことができないものです。使用が増えるこの時季は、次のことに気を付けましょう。

▼暖房器具からの火災を防ぐポイント

●ストーブ等の上で洗濯物を乾燥させると、落下した時に火災になる恐れがあるので行なわない。

●スプレー缶などをストーブやファンヒーターの上やそばには置かない。

●寝る時や外出する時には必ず火を消す。

●石油ストーブ等の燃料タンクの給油口は、確実に閉まったことを確認してからセットする。

問合せ福生消防署予防課防火査察係☎552・0119

福生消防署から救命講習のご案内

福生消防署では、毎月第三火曜日（8月を除く）に普通救命講習を開催しています。

人工呼吸、心臓マッサージ、ＡＥＤの操作方法等を身に付けませんか。

日時毎月第三火曜日午前9時～午後1時
場所福生消防署（福生1072）
教材費1，400円
定員各回20人
申込方法福生消防署警防課救急係まで電話でお申し込みください。

なお、講習を修了すると、認定証が交付されます。

問合せ福生消防署警防課救急係☎552・0119

■市内の地区別空き巣・ひったくり発生状況（平成22年1月から10月末まで）

	面積(㎢)	空き巣狙い	前月末比	ひったくり	前月末比
本町	0.16			1	
志茂	0.28			1	
牛浜	0.23	1		2	
武蔵野台	0.49			2	
福生	1.80	2		4	
熊川	2.57	7		6	+2
北田園	0.32	2			
南田園	0.41	2	+1		
加美平	0.61			2	
東町	0.05			1	
合計	6.92	14	+1	19	+2

安全安心まちづくり
年末も「空き巣狙い」や「ひったくり」にご注意！

年末は、買い物などで外出する機会が増え、人出も多くなる時期です。空き巣狙いやひったくりも、この時期に増える傾向があります。「自分は大丈夫」と油断せず、一人ひとりが普段から防犯意識をもって行動することが大切です。

・短時間の外出でも必ず鍵をかける。特に忘れがちな浴室やトイレの窓などは必ず確認する。
・道を歩くときは手荷物を車道の反対側に持ち、後方に自転車やオートバイの気配を感じたら、振り返って確認するなど、周囲に注意する。
・自転車のカゴには防犯ネットをつける。

犯罪者は人の目を嫌います。ご自分の地域を歩くときなど、まわりに目を配り、不審者を見かけたら迷わず警察(☎110)に連絡してください。

問合せ安全安心まちづくり課地域安全係☎551・1691、福生警察署生活安全課防犯係☎551・0110

●●年金だより●●

▼源泉徴収票が送付されます

厚生年金・国民年金の「老齢年金」など、老齢（退職）を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象となります。

このうち、「老齢年金」の額が108万円以上（65歳以上の方は158万円以上）の方については、所得税を源泉徴収することになっています。

日本年金機構では、平成22年1月～12月中に「老齢年金」を受け取られている方全員に平成23年1月までに源泉徴収票を送付します。

源泉徴収票は、年金以外に給与収入があり、税務署で確定申告をするときや、源泉徴収の還付を受けるときに添付する必要があります。

もし、源泉徴収票を紛失された場合は再交付ができますので、お問い合わせください。

なお、「障害年金」や「遺族年金」については非課税ですので、源泉徴収票の送付はありません。

問合せねんきんダイヤル☎0570・05・1165、青梅年金事務所☎0428・30・3410

▼「ねんきん定期便」をお届けしています

日本年金機構では平成21年度より、皆さんの保険料納付実績や年金の見込額などを記載した「ねんきん定期便」を、毎年誕生月に送付しています。

●通知する内容

【節目年齢時（35歳・45歳・58歳）の方】

①～⑥について更新した内容を通知します。

①年金加入期間（加入月数、納付済月数等）
②50歳未満の方には加入実績に応じた年金見込額。50歳以上の方には、ねんきん定期便作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額※すでに年金受給中（全額停止中も含む）の方には通知しません。
③保険料の納付額（被保険者負担分累計）
④年金加入履歴（加入制度、事業所名称、被保険者資格取得・喪失年月日等）
⑤厚生年金のすべての期間の月ごとの標準報酬月額・賞与額、保険料納付額
⑥国民年金のすべての期間の月ごとの保険料納付状況（納付、未納、免除等の別）

【その他の方】

上記①～③については更新したもの、また⑤及び⑥については、直近の1年分を通知します。

お受け取りになられた際は、加入記録・記載内容にもれや誤りがないかを十分にご確認いただき、訂正がある場合は、同封の「年金加入記録回答票」によりご回答をお願いします。

問合せねんきん定期便専用ダイヤル☎0570・058・555※ＩＰ電話・ＰＨＳからは☎03・6700・1144

受付時間月曜日～金曜日の間の午前9時～午後8時、第二土曜日の午前9時～午後5時

※このダイヤルでは、「ねんきん特別便」に関するお問い合わせについても承っています。